

## 募集等に係る株券等のお客様への配分に係る基本方針

平成 26 年 7 月 1 日

安藤証券株式会社

1. 当社は、募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第 1 条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。）若しくは売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。）の取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。なお、機関投資家、およびインターネット取引のお客様につきましては、需要への参加状況などを考慮の上、適切な配分に心がけております。

### （1）新規公開株の場合

新規公開株の個人のお客様（機関投資家以外の法人を含みます。以下同じ。）への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として一定割合について抽選により配分先を決定いたします。

新規公開株の抽選は、次の要領で行います。

- ① 抽選は、ブックビルディング期間中に当社抽選口に行われた需要申告又は配分の申込みのうち、個人のお客様からのものを対象に、以下のとおりに行います。
  - イ) 当社が引受シ団に加入している銘柄の場合は、抽選日（発行価格決定日で主幹事証券から当社に販売株数の通知があった以降）に当社が行います。この場合、当社が配分する数量のうち、個人のお客様への配分予定数量の 10%以上を当該抽選に付すことといたします。
  - ロ) 当社が引受シ団に加入していない銘柄（委託販売団参加銘柄）の場合は、発行価格決定の如何にかかわらず、当社が定める需要申告申込締切日の締切後に当社への割当てが確定した時点ですみやかに当社が行います。この場合、当社が配分する数量の全部を抽選に付すことといたします。なお、できるだけ多くのお客様に配分が行われるよう、原則として、一のお客様からの抽選の申込み数量の上限は 5 単元（インターネット取引のお客様は 1 単元）、一のお客様への当選数量の上限は 2 単元（インターネット取引のお客様は 1 単元）としております。
- ② 抽選に当たっては、抽選対象となる需要申告又は配分の申込みに番号を付し、その番号を対象に抽選を行います。（インターネット取引のお客様は、当社が別に定め

る条件を満たすお客様を抽選申込み参加の対象とし、インターネット取引を除く当社のお客様からの抽選申込み状況等を勘案し、調整したうえでインターネット取引のお客様共通の番号として割り当てて当社の他の営業店舗のお客様の番号と合わせて抽選を行います。インターネット取引のお客様枠への配分割当て数量確定後、当社にて抽選申込み参加の対象となるインターネット取引のお客様に番号を付し、更なる抽選により配分するものとします。ただし、インターネット取引のお客様のみで抽選を行い、インターネット取引を除く当社のお客様では抽選を行わないことがあります。また、インターネットを除く当社のお客様のみで抽選を行い、インターネット取引のお客様では抽選を行わないことがあります。

- ③ ②の抽選の結果、当選しなかった場合も、当該申込みの効力はあるものとみなし、後記(2)の①の第二次抽選による配分、及び同(2)の②の抽選によらない配分の対象となります。(インターネット取引のお客様は、当社が別に定める場合を除き、第二次抽選による配分および抽選によらない配分の対象とはなりません。)
- ④ 抽選に当選されたお客様には、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨及び払込みの要領を電話等(インターネット取引のお客様は当社が別に定める方法)でお知らせします。当選されなかったお客様には、その旨のご連絡はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ⑤ 抽選に当選されたお客様が所定の期限までに購入の申込みを辞退または申込みをされなかった場合は、当選の効力がなくなったものとみなし、後記(2)の②の抽選によらない配分の基準に基づいて配分を行うこととします。(インターネット取引については、抽選に当選されたお客様が所定の期限までに購入の申し込みを辞退または申込みをされなかった場合は、抽選時に決定した補欠当選のお客様のご購入が可能となるものとします。ただし、当該補欠当選のお客様も購入の申込みを辞退または申込みをされなかった場合は、インターネット取引を除く個人のお客様を対象として後記(2)の②の抽選によらない配分を行うこととします。)
- ⑥ 抽選は、次に掲げるような場合には、その割合を引き下げること又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することがございますので、あらかじめご了承ください。
- イ) ブックビルディングの需要が積み上がらない場合
  - ロ) 個人のお客様の配分の申込み数量が当社における個人のお客様への配分予定数量に満たない場合
  - ハ) 抽選の申込み数量が当社における抽選数量に満たない場合
  - ニ) 抽選を行う数量が5単元に満たない場合(当社は、上記①のとおり機関投資家以外の法人を含む個人のお客様への配分予定数量の10%以上を抽選に付すこととしており、個人のお客様への配分予定数量が、50単元未満の場合は、抽選に付す数量が5単元に満たないものとして、原則、抽選は行いません。)
  - ホ) その他合理的な理由がある場合
- (2) 上記抽選を行った後、別途第二次抽選により配分を行う方法と、抽選によらない配分を行う方法のいずれか、もしくは両方を併用して配分を行うこととしています。(イ

インターネット取引のお客様は、上記 3.(1)⑤の場合を除き、これらの配分方法の対象とはならないものとします。)

① 別途第二次抽選により配分を行う方法

(1) の抽選（ブックビルディング参加者）で当選しなかったお客様を対象に、当社の各部課店の規模、顧客数、需要動向、新規公開銘柄等の事情を勘案し、各部課店ごとの配分数を決定した上で、抽選により配分をすることとしています。

② 新規公開株の抽選によらない配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、次のいずれかの基準に合致するお客様の申込みを中心に配分することとしています。

イ) 適合性の原則に関する基準

- ・ 当社に過去 1 年以上前より口座を開設していただいておりますお客様を中心に、新規公開株のリスクをご理解いただいた上で配分を行うこととしております。
- ・ 当社は、新規公開株の申し込み時に預り資産が 100 万円以上あるお客様を優先して配分を行うこととしております。

ロ) 短期売買の排除に関する基準

- ・ 当社は、新規公開株の公開後の株価動向の推移を重視しております。そのため、長期保有をしていただけるお客様を重視しており、新規公開株を入手した後、一定期間保有していただけるお客様を中心に配分を行います。つきましては、お申込みの段階にお客様に保有に関する意思をご確認させていただくこともありますので、よろしく願いいたします。
- ・ 当社は、新規公開株の特性を重視し、長期安定的に保有していただくお客様を中心に配分を行います。そのため、過去、弊社で配分した後、直ちに売却を行っているお客様へは、長期安定的に保有していただけるお客様に比べて配分が少なくなりますので、ご了解いただきますようお願いいたします。

ハ) ブックビルディングへの適切な参加に関する基準

- ・ 当社は、新規公開株の配分においては、ブックビルディングへの適切な関与の状況を確認させていただき、適切な需要申告をしていただいておりますお客様を優先して配分を行います。そのため、過去に行われた新規公開株における需要調査において、お客様の申込み及びその需要申告が適切であったかどうかを確認させていただきます。なお、適切な需要申告とは、個別銘柄毎に当該銘柄の状況等を勘案の上で行っていただく申告を意味します。

ニ) 最終的な配分方針を決定する場合の基準

- ・ 当社は、新規公開株の配分に当たっては、原則として上記適合性やお客様の投資経験、長期安定保有状況、当該銘柄の地域性等、取引チャネル等の事情を勘案の上、配分を決定いたします。

(3) 新規公開株以外の場合

① 株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分及び個人のお客

様以外のお客様への配分（以下、「その他の配分」といいます。）につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、上記（２）の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。ただし、お客様の申込み数量が当社の配分予定数量に満たない場合は（２）の基準は採用いたしません。（なお、インターネット取引のお客様は、既公開株等の配分についても新規公開に際しての配分と同様に、上記（１）の基準に基づいて抽選による配分の対象といたします。）

- ② 募集または売出しにおいては、有価証券届出書の公表後から価格決定日までの間に、当該株券等と同一の銘柄につき、お客様が取引所金融商品市場における空売り（信用取引における新規売建て）を行い、かつ、信用新規売建ての未決済建玉を保有していることを当社が確認した場合は、配分を行わないこととします。

4. 当社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、次の様に配分を行うこととしております。

- ・年間を通して新規公開株の配分は、一のお客様につき、原則として 5 回を上限とします。なお、上記 3.(1)の抽選による配分で当選した際に辞退（キャンセル）または申込みをしなかった場合も回数に算入します。
- ・原則として、前回新規公開株の配分を行った場合には次回の配分はいたしません。（インターネット取引のお客様に対する 3.(1)①の抽選による配分については、この限りではありません。）
- ・新規公開株で、抽選によらない方法による配分につきましては、原則として、一のお客様当たりの配分について、30 単元を上限として配分いたします。  
なお、この上限は、上記 3.(1)の抽選による配分の平均数量を勘案して変更されることがあります。その場合、抽選による配分の一のお客様当たりの平均数量の 10 倍程度を目安に配分を行います。

5. 配分先は、ブックビルディングに需要申告をなさったお客様又はブックビルディングとは別に配分の申込みをなさったお客様の両者の中から決定いたします。（新規公開株の抽選による場合については、3. (1) ①を参照）

ただし、お客様から申告又は申込みがなされた数量が、当社の配分予定数量に満たない場合、もしくは当社の判断により、申告又は申込みをされていないお客様にも当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。

6. 需要申告および配分の申込みは、お取引店舗において対面またはお電話で受け付けます。（インターネット取引のお客様においては、別途当社が定める方法で受け付けます。）

7. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、これらに需要申告及び配分の申込みの受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、当社の幹事銘柄に限り、その案件のブックビルディング開始から情報が分かり次第、申込期間終了までの間、当社での営業部店の店頭、および当社のホームページにおいてお知らせいたします。

8. 個別の事案において、6. までにお示しした内容と異なる方針でブックビルディング又は配分を行う場合は、その変更の理由とともに、7. に併せてお知らせいたします。
9. 当社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②当社の役職員、③当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、⑤新規公開株の配分において同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。なお、需要申告及び配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告又は申込みはお受けいたしません。
10. 株券等を配分した先のお客様（個人を除きます。）の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、株券等の発行会社に提供いたします。
11. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。